

- 3 締約国は、協議を通じて相互に満足すべき解決に達する努力を払うものとする。
- 4 この協定は、実施取極に基づき義務に違反する措置がとられた場合には、反証がない限り、無効化又は侵害の事実を構成するものとみなす。
- 第一四三条(仲裁裁判所の設置) 締約国が前条に規定する協議によつて紛争を解決することができなかつた場合は、締約国の別段の合意がある場合を除くほか、いずれの締約国も、
 - (a) 前条(a)の規定による協議の要請が行われた場合であつては、その受領の日から六〇日が経過した後において紛争に關し仲裁裁判所の設置を申請することができる。
 - (b) 前条(a)の規定による協議の要請が行われた場合であつては、その受領の日から六〇日が経過した後において紛争に關し仲裁裁判所の設置を申請することができる。
 - (c) 前条(a)の規定による協議の要請が行われた場合であつては、その受領の日から六〇日が経過した後において紛争に關し仲裁裁判所の設置を申請することができる。
 - (d) 仲裁裁判所は、必要かつ適當と認める情報提供を締約国に要請することができる。仲裁裁判所が必要かつ適當と認め情報提供の提供を要請する場合には、締約国は、かかる提供を拒絶するものとする。
- 第一四四条(仲裁裁判所の設置) 締約国が前条に規定する協議によつて紛争を解決することができなかつた場合は、締約国の別段の合意がある場合を除くほか、いずれの締約国も、
 - (a) 前条(a)の規定による協議の要請が行われた場合であつては、その受領の日から六〇日が経過した後において紛争に關し仲裁裁判所の設置を申請することができる。
 - (b) 前条(a)の規定による協議の要請が行われた場合であつては、その受領の日から六〇日が経過した後において紛争に關し仲裁裁判所の設置を申請することができる。
 - (c) 前条(a)の規定による協議の要請が行われた場合であつては、その受領の日から六〇日が経過した後において紛争に關し仲裁裁判所の設置を申請することができる。
 - (d) 仲裁裁判所は、必要かつ適當と認める情報提供を締約国に要請することができる。仲裁裁判所が必要かつ適當と認め情報提供の提供を要請する場合には、締約国は、かかる提供を拒絶するものとする。

- 7 仲裁裁判所は、裁定を檢討する機会を締約国に均等に与ふる。
- 8 仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によつて行うものとするが、過半数による議決で之を行つてはならない。
- 第一四五条(仲裁裁判所の手続) 仲裁裁判は、非公開とする。
- 2 仲裁裁判所の評議及び提出された文書は、秘密のものとして取り扱ひ、いずれの締約国も、紛争に關する見解について公表するものとする。
- 3 この規定にかかわらず、いずれの締約国も、紛争に關し提出した情報及び秘密であつては、これを秘密のものとして取り扱ひ、締約国が秘密のものと認むる場合は意見書提出した場合には、他方可能なかつ、秘密のようない要請を受けた場合には、要請の拒否を拒むことができる。
- 4 締約国は、仲裁裁判所における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与へられ、それは締約国の仲裁裁判所に提出した情報及び意見書裁定案の説明に關する意見、情報及び意見書裁定案の回答その他の事項を成る。に、これは、他方の締約国は、手続が進行している間において、両前条に定める手続が終了し仲裁裁判所設置された後においても、仲裁長の終了と共に合意することができ

- 名である場合であつて、かつ、その者が仲裁人となることが可能なき、その者を第三の仲裁人とすること。
- (b) 双方の当事者に共通して氏名が記載された者のうちからいずれの者を第三の仲裁人とするかを合意するものとする。
- (c) 両締約国の現行によつて合意に達することができない場合、双方の当事者により、第三の仲裁人から構成する。
- (d) 仲裁人から構成する。
- 6 第三の仲裁人は、締約国の別段の合意がある場合を除くほか、締約国の國民、締約国の領域内通常居住する者又は締約国の國民に任用される者以外の間の紛争を有したものである者であつてはならない。
- 7 仲裁裁判所は、適格な技術的又は法的知を有する第一四四条(仲裁裁判所の任務) 前条の規定により設置された仲裁裁判所の任務は、
 - (a) 必要と認むる締約国と協議すべき決定を、また、締約国が相互に満足すべき決定を図るための十分の機会を与へる。
 - (b) 決定、実施取極及び適用可能な国際法の規則に従つて裁定をす。

- 1 締約国は、仲裁裁判所による裁定の実施を求められた締約国(以下この条において「実施国」とする)は、原決定がなされた日以後二〇日以内に、実用期間を地方の約国(以下この条において「相手国」という)に通知する。当該期間については、次の規定を適用する。
- (a) 行政上又は立法上の措置を必要とする場合に限り、これを二箇月まで延長し得る。
- (b) 特別の事情の存在につき締約国の合意が得られる場合は、これを短縮し、又は延長することができる。
- (c) 相手国は、通知された期間を受け入れられないと認められる場合は、協議を要請することができる。
- 2 実施国は、原決定を実施するようできないと認められる場合は、1の規定により裁定を実施しないに代へ、満足を与へ又は代替措置を講ずることに相互に満足すべき解決を有し、かつ、当該解決を実施するたの協定を迅速に開始する。
- 3 相手国は、原決定を実施するものと認められる場合は、協定が原決定に適合しないものと認められる場合は、協議を要請することができる。
- 4 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、原決定の実施から生ずるいかなる問題についても仲裁裁判所に付託することができる。
- (a) 1の規定による協定については、当該協定の要請を受けた日の後二〇日以内に、実施協議について締約国が合意することができなかつた場合。
- (b) 2の規定による協定が、当該協定の要請を受けた日の後二〇日以内に相互に満足すべき決定又は当該協定の実施期間に係る合意が締約国間で得られない場合。

- 第一四七条(第二章)に基づく実施 1 第一四四条の規定による仲裁裁判所裁定(以下この条において「原決定」といふ)は、迅速に実施されるものとならなければならない。

を停止することが実現不可能な又は効果的でない場合にあっては、この限りでない。

8 実施国は、5から7までのいずれかに規定する条件が満たされていないと認める場合には、相手国に対し協議を要請することができる。相手国は、そのような要請の受領の日から一〇日以内に協議を開始する。当該要請の受領の日から三〇日以内に両締約国が問題を解決することができない場合には、いずれの締約国も、問題を仲裁裁判所に付託することができる。

9 この条を適用するため招集される仲裁裁判所は、できる限り、この条に規定する原裁定を下した仲裁人により構成する。これが可能でない場合には、仲裁裁判所の仲裁人は、第一四三条3から7までの規定に従って任命される。両締約国の別段の合意がある場合を除くほか、仲裁裁判所は、問題が付託された日の後六〇日以内に裁定を下す。

第一四八条(費用) 両締約国の別段の合意がある場合を除くほか、仲裁人の報酬を含む仲裁裁判所の費用は、両締約国が均等に負担する。

第二章 最終規定

(略)

附属書